

第11回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成30年6月23日（土曜日）午前10時

場 所

東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー 3階
THE GRAND HALL (ザ・グランドホール)

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

第11回定時株主総会招集ご通知	2
(添付書類)	
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第11回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。何卒ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

UTグループは“仕事を通じて社会の役に立ちたいと考えるすべての人々”に、「はたらく場」を「イキイキできる環境」とともに提供することを使命として、平成7年の創業以来一貫して、「安定した雇用（無期雇用）」「キャリアアップ機会の拡充」を軸に数々の業界初に挑んでまいりました。

経済環境の変化にともない企業の派遣活用ニーズが高まるなか、全国のお客様のご要望に的確にお応えし、より多くの良質な職場と雇用を創出し続けるとともに、これまでに培った「キャリア形成支援力」にさらに磨きをかけ、社員が多様な選択肢から自らのキャリアに挑戦できる環境を整備し、イキイキと働ける職場を日本全土につくり上げてまいります。

株主の皆様におかれましては、UTグループのこれからの取り組みと挑戦に、一層のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

若山 陽一

証券コード 2146
平成30年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目11番15号
U T グ ル ー プ 株 式 会 社
代表取締役社長 若 山 陽 一

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月22日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月23日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー 3階
THE GRAND HALL（ザ・グランドホール）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

＜ 会社提案（第1号議案から第2号議案まで） ＞

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

< 株主提案 (第3号議案から第6号議案まで) >

第3号議案 大塚和成取締役解任の件

第4号議案 定款一部変更の件 (大塚和成弁護士の請求を却下した東京高等裁判所判決に関する社内検討会に関する規定)

第5号議案 定款一部変更の件 (大塚和成氏をファンドマネージャーとするアクティビスト投資ファンドの設立)

第6号議案 定款一部変更の件 (大塚和成弁護士のウェブ上における問題行動に関する特別調査委員会の設置)

(議決権行使のお取扱いに関するご注意)

- ・ 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
- ・ 議決権行使書を再発行させていただいた場合等において、複数の議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合には、最後に行使された内容のみを有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ut-g.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合も、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本株主総会終了後、同会場において株主様向け会社説明会を1時間程度開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

< 会社提案 (第1号議案から第2号議案まで) >

第1号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	わか やま よう いち 若 山 陽 一 (昭和46年2月23日生) 再任	平成 元年10月 株式会社テンポラリーセンター入社 平成 3年 9月 株式会社クリスタル入社 平成 6年 5月 有限会社セイブコーポレーション設立 専務取締役 平成 7年 4月 エイムシーアイシー有限会社設立 代表取締役社長 平成 8年 7月 日本エイム株式会社 (現UTエイム株式会 社) 代表取締役社長 平成19年 4月 当社代表取締役社長 (現任)	11,031,178株
<p>【取締役候補者とした理由】 若山陽一氏は、当社創業以降、長年にわたり経営者として十分な実績と高い見識を有しており、当社グループの継続的成長のために強いリーダーシップを発揮しながら、当社グループ事業の発展を牽引してきました。当社グループの事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると考え取締役候補に指名いたしました。</p>			
2	はち みね のぼる 鉢 嶺 登 (昭和42年6月22日生) 再任	平成 3年 4月 森ビル株式会社入社 平成 6年 3月 有限会社デカレッグス (現株式会社オプト ホールディング) 設立 代表取締役社長 (現任) 平成28年 6月 当社社外取締役 (現任) 平成29年 3月 ソウルドアウト株式会社取締役 (現任)	2,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 鉢嶺登氏は、株式会社オプトホールディングの創業者であり「事業創造プラットフォーム構想」を掲げ、目まぐるしく変化するIT業界に於いて数多くのIT企業の成長を支えてきました。その経験が雇用サービス業界の変革と成長を目指す当社の経営に活かしていただけたと考え、社外取締役候補に指名いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	よし まつ てつ ろう 吉 松 徹 郎 (昭和47年8月13日生) 再任	平成 8 年 4 月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社 平成 11 年 7 月 有限会社アイ・スタイル (現株式会社アイスタイル) 設立 代表取締役社長 (現任) 平成 20 年 2 月 株式会社コスメネクスト 取締役 (現任) 平成 24 年 5 月 istyle Global (Hong Kong) Co., Limited (現istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited) 代表取締役 平成 24 年 8 月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役 (現任) 平成 26 年 9 月 istyle China Co., Limited 董事長 平成 26 年 11 月 株式会社アイスタイルキャピタル 取締役 (現任) 平成 26 年 12 月 株式会社アイスタイルトレーディング 代表取締役 平成 27 年 7 月 istyle China Co., Limited 董事 (現任) 平成 28 年 6 月 当社社外取締役 (現任) 平成 28 年 7 月 株式会社istyle makers設立準備会社 (現株式会社アイメイカーズ) 取締役 (現任) 平成 28 年 9 月 株式会社Eat Smart 取締役 (現任) 平成 29 年 6 月 一般財団法人アイスタイル芸術スポーツ振興財団 (現公益財団法人アイスタイル芸術スポーツ振興財団) 設立 代表理事 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由】 吉松徹郎氏は、株式会社アイスタイルの創業者であり「生活者中心の市場創造」をビジョンに掲げ、独自のデータベースを活用することによって、メディア・小売・流通・人材とビジネスを展開してきました。その経験が派遣で働く人達を顧客と定義する当社の成長に寄与すると考え、社外取締役候補に指名いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	井垣太介 (昭和48年5月4日生) 新任	平成 13年 10月 弁護士登録 平成 13年 10月 北浜法律事務所入所 平成 20年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成 25年 6月 西村あさひ法律事務所入所 社員弁護士 (現任) 平成 27年 1月 公益社団法人日本仲裁人協会 関西支部事務局長 (現任) 平成 28年 4月 大阪大学大学院医学系研究科 招聘教授 (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】 井垣太介氏は、弁護士として企業法務全般に関する豊富な知識と経験を有しており、特にクロスボーダー案件、M&A、事業再生や訴訟案件における豊富な実務経験を有しております。その経験が成長戦略を目指す当社に活かしていただけたらと考え、社外取締役候補に指名いたしました。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 井垣太介氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 鉢嶺登氏、吉松徹郎氏、井垣太介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鉢嶺登氏、吉松徹郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 鉢嶺登氏、吉松徹郎氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を継続する予定であります。井垣太介氏が社外取締役に選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
5. 鉢嶺登氏、吉松徹郎氏、井垣太介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出ております。
6. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

大籠清氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	小松理一郎 (昭和22年3月21日生) 新任	昭和 40年 4月 株式会社太陽銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成 6年 4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）小岩支店長 平成 8年 4月 株式会社廣濟堂へ出向 常務取締役 平成 11年 4月 同社へ転籍 常務取締役 平成 15年 4月 同社 専務取締役 平成 23年 4月 同社 代表取締役専務 平成 28年 6月 同社 代表取締役専務を退任	—
【社外監査役候補者とした理由】 小松理一郎氏は、長年の銀行業務を経て、出向先の株式会社廣濟堂で代表取締役専務まで歴任しました。当社の経営全般における監視と有益な助言を行っていただけると考え、社外監査役候補に指名いたしました。			

- (注) 1. 小松理一郎氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 小松理一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小松理一郎氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める社外監査役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 小松理一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出ております。
5. 小松理一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

<株主提案（第3号議案から第6号議案まで）>

第3号議案から第6号議案までは、株主3名からのご提案によるものであります。なお、当該提案株主3名の議決権の数は合計306個（0.08%）です。

取締役会としては、後述のとおり**いずれの株主提案議案についても反対いたします。**

以下の議案の要領及び提案の理由につきましては、提案株主からの提出にしたがって掲載しております。

第3号議案 大塚和成取締役解任の件

議案の要領

当社取締役・大塚和成氏を取締役から解任する。

提案の理由

当社取締役・大塚和成は、第二東京弁護士会によれば、2013年2月、ある懇親会に出席していた女性（二重橋法律事務所の女性弁護士）に対して、「ホテルの部屋で飲もう」「大丈夫、大丈夫、飲むだけだから。」と執拗に言いながら、ホテルの部屋に連れて入り、意思に反した性行為を強要したとして、退会命令の懲戒処分を受けた。その後、業務停止2年に処分を低減させた日本弁護士連合会も「意に沿わない性行為を実行」「セクシャル・ハラスメントと評するべきである」、「著しく弁護士の品位を失うべき非行」などと認定した。大塚氏の行動は、「一つ一つは合法だが、全体として社会的に許容できない水準の行為」を繰り返していたとの指摘もあり、また大塚氏本人から、強姦嫌疑疑惑に対して、なんら納得できる弁解がまだ行われていないので、大塚氏を当社の社外取締役としておくことは、当社の評判や、ひいては株主価値を毀損する結果となるおそれがある。

○第3号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

当社の取締役の任期は1年であり、社外取締役である大塚和成氏の任期は、本年度の株主総会終結の時までとなっております。そのため、本提案の決議の如何に関わらず本年度株主総会の終了により大塚氏は任期満了となるため、本提案により同氏を解任する必要はないものと考えております。

第4号議案 定款一部変更の件(大塚和成弁護士の請求を却下した東京高等裁判所判決に関する社内検討会に関する規定)

議案の要領

「当社が社外の弁護士も参加すると広報している『UTグループ コンプライアンス・リスク管理会議』に参加している当社社外取締役・大塚和成弁護士の請求を棄却した東京高等裁判所判決に関する社内検討会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

当社社外取締役・大塚和成弁護士は、2016年2月に所属していた第二東京弁護士会から退会命令処分を受け、後に業務停止処分2年に軽減した日本弁護士連合会も、厳しく糾弾したが、前年の株主総会で会社側は、日本弁護士連合会等の事実認定には問題がある趣旨の意見を述べた。しかしながら、東京高等裁判所は、再び「本件事務所における自己の圧倒的に強力な立場を利用して（中略）その意に沿わない性行為を実行し、さらに避妊をせずに懲戒請求者が

もっとも危惧する膣内射精を行った」と認定し、意に沿わない性行為を実行したと認定されている。当該弁護士を当社コンプライアンス遵守強化のために社外取締役にするのは、「私たちは、従業員一人ひとりの基本的人権を尊重し、一切の不当な差別を行いません。また、セクシャル・ハラスメントなどの、個人の尊厳を損なう行為は容認しません。」と謳う当社の「コンプライアンス行動規範」と整合性が取れない。

○第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

定款は、会社の組織と運営に関する事項を定めた基本規則であり、定款において本提案のような個別の事象に関する検討会の設置を規定することは適切とはいえ、本提案のような定款規定を設けるべきではないと考えております。

第5号議案 定款一部変更の件（大塚和成氏をファンドマネージャーとするアクティビスト投資ファンドの設立）

議案の要領

「大塚和成弁護士をファンドマネージャーとするアクティビスト投資ファンドを設立する。」との条項を、定款に記載する。

提案の理由

社外取締役の大塚和成氏は、部下の女性に対する強姦嫌疑で、2016年2月に退会命令の懲戒処分を受けた非行弁護士であり、その後の一連の行動も、事実上一切の反省がないことが明らかで、株主提案者にも性行為の回数を偽って説明しようとするなど、このような人物が「弁護士」を名乗ること自体が、社会的に問題がある。弁護士業界は、その多くがAI（人工知能）に代替されることが確実な斜陽産業であり、社会常識のない裁判官らの判例や法解釈の切った張ったを、有能な側面のある大塚氏が続けるのは社会的資源の浪費でもある（実際にアディーレ法律事務所の石丸幸人氏は医学部に入学して弁護士業界から退出し、楽天球団オーナー代行の井上智之元弁護士は弁護士時代より稼ぎはいいだろう）。当社は、近年になって急成長を遂げたが、さらなる株主価値の増大と新規事業の構築のため、稀代のトリックスターをファンドマネージャーとする新規事業を提案する。

○第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

定款は、会社の組織と運営に関する事項を定めた基本規則であり、定款規定において本提案のような個別の事業に関する規定をおくことは適切とはいえ、本提案のような定款規定を設けるべきではないと考えております。

また、当社の事業の現況に照らし、アクティビスト投資ファンドの設立による新規事業の開拓

を行う必要性はないものと考えております。

第6号議案 定款一部変更の件（大塚和成弁護士ウェブ上における問題行動に関する特別調査委員会の設置）

議案の要領

「当社が社外の弁護士も参加すると広報している『UTグループ コンプライアンス・リスク管理会議』に参加している当社社外取締役・大塚和成弁護士のウェブ上における問題行動に関する特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

インターネット上において、当社社外取締役・大塚和成弁護士や同弁護士からセクシャルハラスメントと評すべき被害を受けた女性でなければ知り得ない情報が掲載されたまとめサイトが存在する。同サイトが改変された履歴などから、同まとめサイトの作成者は大塚氏ではないかと疑われる。また、同サイトには「女の子はせこいね、こういう手法でお金取れるもんね」などといった被害女性に対する誹謗中傷が書き込まれているが、大塚氏によるセクシャルハラスメントについては、大塚氏が懲戒処分の取り消しを求めていた訴訟の東京高等裁判所判決（平成29年（行ケ）第9号）も同様に認定しており、かかる被害者に対するセクシャルハラスメントの二次被害をもたらす同サイトの存在は大変問題である。事務所HPに「ニセ強姦被害者」と女性を中傷した弁護士が業務停止3カ月の懲戒処分を受けたという事例もあることから、同社内でも特別調査委員会の設置を求める。

○第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会は、**本提案に反対いたします。**

定款は、会社の組織と運営に関する事項を定めた基本規則であり、定款規定において本提案のような個別の事象に関する委員会の設置を規定することは適切とはいえず、本提案のような定款規定を設けるべきではないと考えております。

以上

(提供書面)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日本銀行の継続的な経済政策や金融政策、企業収益の改善などを背景に緩やかな回復基調がみられ、有効求人倍率は平成30年3月には1.59倍とバブル期を上回る歴史的な高水準となり、企業における採用環境は厳しい状況が続いています。一方、中国をはじめとする新興国経済の不確実性の高まりや、米国新政権の政策動向や朝鮮半島情勢の懸念など、世界経済の不確実性は高く、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、平成27年9月に施行された改正労働者派遣法により、派遣事業者に対しては派遣社員へのキャリア形成支援や雇用安定措置を義務づけるとともに、有期雇用派遣事業などへの規制が強化された一方で、無期雇用派遣については従来3年が上限とされていた派遣期間の上限がなくなるなど、派遣社員を使用する企業への規制が緩和されました。加えて改正労働契約法により、企業が直接雇用していた契約社員から、派遣社員への切り替えの動きがみえはじめました。

当社グループの主要顧客である大手製造企業においては、引き続き労働力需要のボラティリティの高まりにより、必要とする人数も増加傾向にあります。また、電子部品業界を中心に派遣労働者を使用する企業のコンプライアンス遵守への意識が高まり、派遣事業者にも一定のコンプライアンス基準を求めるようになるなど、企業側が派遣事業者を選ぶ基準も変わりつつあります。

このような状況の下、当社グループでは全国規模での強力な採用基盤を背景として、企業の大規模な人材ニーズに対し、配属時期と人数を確約する「コミット受注」により、高単価受注と好条件求人を実現し、高い動員実績により顧客との信頼関係が強化され、さらなる受注につながる好循環を生み出しました。

また、当社グループの社員一人ひとりの将来と正面から向き合うキャリアコンサルティングを通じて、社員の意欲と技能を高め、製造オペレーターから設計・開発等を行うエンジニアへのグループ内転職制度「One UT」、顧客企業への転籍制度「Next UT」などにより、派遣ではたらく社員のキャリア形成を支援する取り組みを推進しており、これらの

施策により派遣単価の上昇や離職率の低下などを実現しております。

以上の結果、当連結会計年度は売上高81,751百万円（前年同期57,588百万円、42.0%の増収）、営業利益5,197百万円（前年同期3,413百万円、52.2%の増益）、経常利益5,222百万円（前年同期3,341百万円、56.3%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益3,534百万円（前年同期2,033百万円、73.9%の増益）、技術職社員数は18,569名（前年同期15,488名、3,081名の増加）となりました。

（マニユファクチャリング事業）

マニユファクチャリング事業においては、国内メーカーにおける大規模人数需要の拡大とコンプライアンス意識の高まりを受け、全国トップクラスの規模と高い配属実績を持つ当社グループへの受注が続いております。従前から大人数派遣契約を進めてきたスマートフォンや車載機器向けの半導体・電子部品分野に加え、新たに受注を獲得した完成車メーカーを中心に自動車関連分野でも大人数派遣契約が進展しました。

以上の結果、売上高60,911百万円（前年同期41,721百万円、46.0%の増収）、セグメント利益4,324百万円（前年同期2,599百万円、66.4%の増益）、技術職社員数14,781名（前年同期12,524名、2,257名の増加）となりました。

（ソリューション事業）

ソリューション事業においては、総合的な人材サービスの提案などにより大手メーカーとの関係強化を進めたことで売上高が増加しましたが、次期に向けた新規立ち上げ費用が先行的に発生したことによりセグメント利益は微増となりました。

以上の結果、売上高10,274百万円（前年同期8,198百万円、25.3%の増収）、セグメント利益721百万円（前年同期703百万円、2.4%の増益）、技術職社員数2,008名（前年同期1,599名、409名の増加）となりました。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業においては、産業界の慢性的なエンジニア人材不足に 대응するため、新卒採用に加えて、マニユファクチャリング事業等に所属する製造オペレーターを設計・開発エンジニアへのキャリアチェンジを推進するグループ内転職制度「One UT」により技術職社員数を増加させ、売上高及びセグメント利益は前年同期比で増収増益となりました。

以上の結果、売上高10,655百万円（前年同期7,688百万円、38.6%の増収）、セグメント利益238百万円（前年同期98百万円、142.1%の増益）、技術職社員数1,780名（前年同期1,365名、415名の増加）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は371百万円であり、その主なものは、本社の増床、当社子会社の合同オフィスの内装工事及び当社グループのシステムの構築によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

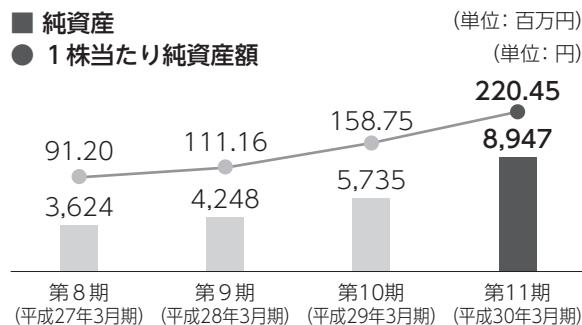
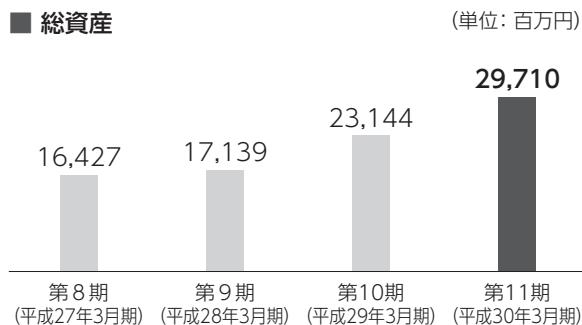
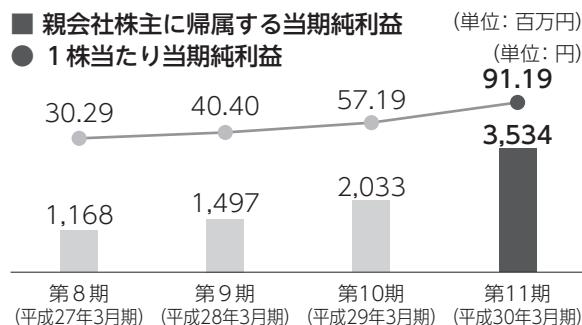
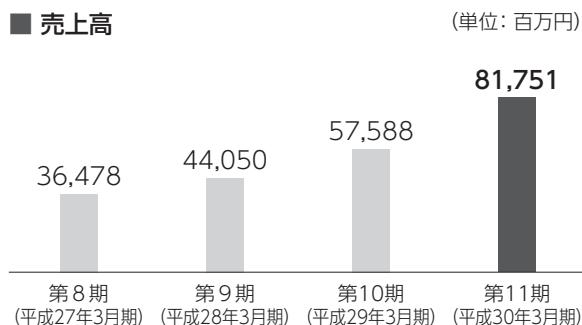
該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年4月28日に株式会社 L e i H a u ' o l i の発行済株式の100%にあたる100株を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第8期 (平成27年3月期)	第9期 (平成28年3月期)	第10期 (平成29年3月期)	第11期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高 (千円)	36,478,981	44,050,242	57,588,617	81,751,505
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,168,338	1,497,496	2,033,027	3,534,596
1株当たり当期純利益 (円)	30.29	40.40	57.19	91.19
総資産 (千円)	16,427,452	17,139,565	23,144,935	29,710,624
純資産 (千円)	3,624,435	4,248,229	5,735,642	8,947,782
1株当たり純資産額 (円)	91.20	111.16	158.75	220.45



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決 権比率(%)	主要な事業内容
UTエイム株式会社	500	100.0	製造業派遣・請負事業
株式会社タイト・ワーク※1	10	100.0	製造業派遣・請負事業
UTグローバル株式会社	20	100.0	外国人技能実習生管理代行事業
UTパベック株式会社	20	100.0	製造業派遣・請負事業
UTHP株式会社	30	100.0	製造業派遣・請負事業
UTテクノロジー株式会社	45	100.0	設計開発者派遣・請負事業
UTシステム株式会社※2	15	100.0	システム開発者派遣・請負事業
UTコンストラクション株式会社	40	100.0	建設エンジニア派遣・請負事業
株式会社Lei Hau'oli※3	10	100.0	WEBサイト作成事業
UTEージェント株式会社	50	100.0	有料職業紹介事業
UTライフサポート株式会社※4	10	100.0	社内福利厚生事業
UTハートフル株式会社※5 ※6	10	(100.0)	特例子会社

※1 株式会社タイト・ワークは、平成30年4月1日にUTコミュニティ株式会社に社名変更しております。

※2 UTシステム株式会社は、平成30年4月1日にUTテクノロジー株式会社に吸収合併されております。

※3 株式会社Lei Hau'oliは、平成29年4月28日に株式を取得し、連結子会社としております。

※4 UTライフサポート株式会社は、平成29年4月1日に連結子会社としております。

※5 UTハートフル株式会社は、平成29年4月1日に連結子会社としております。

※6 議決権比率の()は、間接所有割合を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業面に関する対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 国内製造業の動向

足元の国内経済におきましては、景気の回復により製造業各社の業績は底堅く推移しておりますが、中でも電機・電子部品メーカーを中心に、事業売却や統合、組織再編、それに伴う国内の生産拠点の統廃合が続いております。これらの状況は、中長期的に当社グループ技術職社員の稼働人数に影響を及ぼす可能性があります。各社の生産現場においては欠員補充の需要が生じるなど、一方では事業機会でもあります。

このような環境の中、当社グループは、従前からの強みでもある電子部品、半導体業界において、特に世界シェアの高いデバイスメーカーとの取引の深耕・拡大を図ると共に、電池・環境エネルギー関連、自動車関連、建築建材関連へ向けた事業展開を積極的に進めるとともに、安定した事業基盤を構築する活動を継続して進めてまいります。

② 人材の確保

わが国では、若年層を中心に労働人口が減少する傾向にあり、昨年から特定の地域のみならず全国的に有効求人倍率の上昇が続いております。

当社グループの事業に従事する技術職社員の大多数が若年層であり、採用に関してこれらの影響を受けやすく、今後、中長期的に技術職社員の採用が厳しさを増す可能性があります。

このような環境の中、当社グループの全社員が幹部ポストに立候補できる「UTエントリー制度」や従業員持株会を活用した「UT-ESOP制度」等の当社独自の制度を構築し、社員と求職者の双方から「支持される会社」作りを進めることにより人材の確保に取り組んでまいります。

③ 労働者派遣法について

平成27年9月30日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」が施行されました。この法律では、従来派遣先業種制限の撤廃、期限の定めのない派遣労働者（無期雇用派遣）の優遇、派遣労働者の雇用安定措置、キャリア形成支援義務付けなどが明記されることにより、派遣業界全体がより健全な発展へ向けて進むような内容となっております。この方向性は従前より「無期雇用派遣」を行ってきた当社のグループ経営方針と合致しており、当社グループにとって追い風となるものであります。

引き続きコンプライアンスを遵守した派遣事業を推進するとともに、働く人の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

(ご参考) 中期経営計画の進捗状況

当社グループでは、「日本全土に仕事をつくる」をビジョンに掲げ、平成33年3月期の目標を在籍数29,000名、売上高1,450億円、EBITDA100億円、営業利益82億円として、中期経営計画をスタートさせました。当連結会計年度は、売上高817億円、営業利益51億円と順調に進捗しております。次期以降につきましても、大手製造メーカーを中心に旺盛な人材需要が見込まれるため、採用力をより一層強化し顧客ニーズにお応えすることで計画の確実な達成に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

(マニュファクチャリング事業)

半導体・エレクトロニクス・環境エネルギー・自動車・建設建材業界の無期雇用派遣・請負

(ソリューション事業)

構造改革支援に伴う転籍型の無期雇用派遣・請負

(エンジニアリング事業)

機械・電気・電子の設計開発、建設エンジニア・システムエンジニアの無期雇用派遣・請負

(6) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

当社	本社：東京都品川区
UTエイム株式会社	本社：東京都品川区
株式会社タイト・ワーク	本社：大阪府大阪市
UTグローバル株式会社	本社：東京都品川区
UTパベック株式会社	本社：東京都品川区
UTHP株式会社	本社：東京都品川区
UTテクノロジー株式会社	本社：東京都品川区
UTシステム株式会社	本社：東京都品川区
UTコンストラクション株式会社	本社：東京都品川区
株式会社 Lei Hau'oli	本社：東京都渋谷区
UTエージェント株式会社	本社：東京都品川区
UTライフサポート株式会社	本社：東京都品川区
UTハートフル株式会社	本社：東京都品川区

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
マニユファクチャリング事業	15,175名	2,287名増
ソリューション事業	2,071名	480名増
エンジニアリング事業	1,891名	460名増
全社（共通）	444名	250名増
合計	19,581名	3,477名増

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 使用人数が前連結会計年度と比べて3,477名増加いたしましたのは、主にマニユファクチャリング事業の業容拡大によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
444名	250名増	37.5歳	2.6年

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
 2. 使用人数が前事業年度末と比べて250名増加いたしましたのは、業容拡大に伴う管理部門業務の増加及び当社グループ内人材の有効活用のための子会社からの転籍によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,434,668千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,065,002千円
株式会社りそな銀行	693,261千円
株式会社横浜銀行	555,820千円
株式会社商工組合中央金庫	275,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 40,656,400株
- ③ 株主数 7,049名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
若山陽一	11,031,178株	27.18%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	3,859,800株	9.51%
有限会社コペルニクス	1,817,200株	4.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,285,900株	3.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,136,500株	2.80%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 3 4	774,700株	1.91%
S T A T E S T R E E T L O N D O N C A R E O F S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T , B O S T O N S S B T C A / C U K L O N D O N B R A N C H C L I E N T S - U N I T E D K I N G D O M	673,400株	1.66%
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) S U B A / C N O N T R E A T Y	630,330株	1.55%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	614,400株	1.51%
UTグループ社員持株会	590,303株	1.45%

(注) 持株比率は、自己株式67,133株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	若山陽一	—
取締役	鉢嶺登	株式会社オプトホールディング 代表取締役社長 ソウルドアウト株式会社 取締役
取締役	吉松徹郎	株式会社アイスタイル 代表取締役社長 株式会社コスメネクスト 取締役 istyle Global(Singapore) Pte. Limited 取締役 istyle China Co., Limited 董事 株式会社アイメイカーズ 取締役 株式会社Eat Smart 取締役 株式会社アイスタイルキャピタル 取締役 公益財団法人アイスタイル芸術スポーツ振興財団 代表理事
取締役	大塚和成	株式会社リアルワールド 取締役監査等委員 OMM法律事務所 弁護士
常勤監査役	大籠清	UTエイム株式会社 監査役 株式会社タイト・ワーク 監査役 UTグローバル株式会社 監査役 UTパベック株式会社 監査役 UTHP株式会社 監査役 UTテクノロジー株式会社 監査役 UTシステム株式会社 監査役 UTコンストラクション株式会社 監査役 株式会社Lei Hau'oli 監査役 UTエージェント株式会社 監査役 UTハートフル株式会社 監査役
常勤監査役	福森正人	—
監査役	水上博和	アドヴァンキャピタル株式会社 代表取締役
監査役	吉田博之	辻・本郷税理士法人 法人第1部 総括部長

- (注) 1. 取締役鉢嶺登氏、取締役吉松徹郎氏、取締役大塚和成氏は社外取締役であります。
 2. 監査役水上博和氏、監査役吉田博之氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役鉢嶺登氏、取締役吉松徹郎氏、取締役大塚和成氏、監査役水上博和氏、監査役吉田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任し、同取引所へ届け出ております。
 4. 監査役吉田博之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はございません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (3名)	139百万円 (48百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	27百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	8名 (5名)	166百万円 (56百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成30年4月23日開催の定時取締役会決議に基づき取締役に對し支給する予定の以下の役員賞与が含まれております。
- ・取締役4名 85百万円(うち社外取締役3名 30百万円)

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はございません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役鉢嶺登氏は、株式会社オプトホールディングの代表取締役社長及びソウルドアウト株式会社の取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 2. 取締役吉松徹郎氏は、株式会社アイスタイルの代表取締役社長、株式会社コスメネグストの取締役、istyle Global(Singapore) Pte. Limited の取締役、istyle China Co., Limitedの董事、株式会社アイメイカーズの取締役、株式会社Eat Smartの取締役、株式会社アイスタイルキャピタルの取締役及び公益財団法人アイスタイル芸術スポーツ振興財団の代表理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 3. 取締役大塚和成氏は、OMM法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 4. 監査役水上博和氏は、アドヴァンキャピタル株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 5. 監査役吉田博之氏は、辻・本郷税理士法人の総括部長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には取引関係があります。
- . 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役大塚和成氏は、株式会社リアルワールドの取締役監査等委員を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 鉢 嶺 登	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 吉 松 徹 郎	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 大 塚 和 成	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。企業法務のスペシャリストとしての豊富な経験と専門知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

	活動状況
監査役 水上博和	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 吉田博之	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。会計、税務分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(5) 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるUTエイム株式会社は、仰星監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その内容は、以下のとおりであります。取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役を議長とし、取締役・弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置する。「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」は法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行う。コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループの役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。また、当社は内部通報制度や相談ダイヤル制度を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気がついたときは、取締役、法務担当部署長、常勤監査役または弁護士等に通報しなければならないと定める。さらに、内部監査室を設置し、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」「個人情報保護方針」を定める。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設け、有事においては、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。当社は平時においては各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては「有事

対応マニュアル」に従い、会社全体として対応する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任の範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入する。その上で、取締役及び執行役員による機動的な業務遂行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確立するため、会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図り、コーポレートガバナンスの強化を実現する。

さらに、業務執行上の重要な事項について執行状況及び課題を報告するとともに、取締役会での付議事項の方針の審議及び取締役会で決議された経営の基本方針に関する具体的執行方法について決議するため、当社代表取締役を議長とする経営会議を組織する。また、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全体の目標を設定し、各事業子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年とする。

5. 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（(3)及び(4)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使する。当社内に、グループ管理統括責任部署として経営企画担当部署を設置し、経営企画担当部署責任者をグループ管理統括責任者とする。当社は「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ共通の「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に則り、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社と経営管理契約を締結し、子会社に対しグループの経営戦略、リスク管理、コンプライアンス等の基本方針を示すとともに、グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。

(4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。当社の内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めがあった場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、当該補助使用人は監査役専属とする。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととする。補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

7. 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

(1) 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、重要な意思決定の

過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当者にその説明を求める。なお、監査役は当社の会計監査人である仰星監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

- (2) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役は、子会社の役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役職員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役職員に周知する。子会社の役職員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに当社監査役に報告をする。内部通報制度の状況について、子会社の担当部署が当社監査役に定期的な報告を行う。

- (3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前2項により当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人並びに当社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社の財政状態及び経営成績を適正に開示するため、適正な会計方針を適用して、適時に正確に会計処理を実施するという経営者の姿勢に基づき、次の体制を構築・運用する。経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と

有効性向上を図る。そのため、全役職員は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ①反社会的勢力に対する対応は総務担当部署が総括し、弁護士、所轄警察署と連携して対処する。
- ②反社会的勢力との対応を「UTグループコンプライアンス規範」に基づく「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定める。
- ③定期的な警察署への訪問・連絡等を行い、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- (1) 当社は、企業理念に基づきグループ全社のコンプライアンスにかかる体制の構築とその推進を目的に「コンプライアンス規程」を制定し、これを適切に運用するとともに、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループ全社の役員及び社員等が、日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定め、グループ全社のコン

プライアンス体制と法令遵守及びコンプライアンス規範について、周知・徹底を図っております。

- (2) 当社は、グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議では、単なるコンプライアンス違反の事案共有に留まらず、再発防止のための対応策についても議論しております。
- (3) 当社は、年に1度、グループ全社の役員及び社員等を対象に、「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対する意識強化を図っております。
- (4) 当社は、「内部通報制度規程」に基づき、グループ全社を対象とした相談・通報窓口を社内及び社外に設置し、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

2. リスク管理体制

- (1) 当社は、グループ全社におけるリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議においては、リスクレベルの分類を行い、重要なリスクを優先して対応策を協議しております。
- (2) 情報セキュリティについては、グループ全社に対し、情報セキュリティに関する行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的とした「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を強化しております。また、グループ全社の役員及び社員等が、一人ひとりの情報セキュリティに対する意識を向上させるとともに、意識レベルを統一させることを目的に、「UTグループ情報セキュリティマニュアル」を制定しております。適宜状況の変化に合わせてマニュアル改定も行い、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設けるなど、情報漏えいリスクの軽減に努めております。
- (3) 個人情報保護については、個人情報の適切な保護を目的とした「個人情報管理規程」及び特定個人情報等の適切な取扱いを確保するため「特定個人情報等取扱規程」を制定しております。また、コンプライアンス研修等において個人情報の管理に対する意識強

化を図っております。

3. グループ管理体制

当社は、毎週開催される経営会議で子会社の代表取締役から経営状況等の報告を受ける等、各子会社の現況を把握する体制をとっております。また、子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき当社の内部監査室が定期的実施しております。

子会社の経営管理については、経営基盤部門にて管理の統括を行っており、「関係会社管理規程」を制定し、当社の取締役会等で決議が必要な事項について、事前に承認を受ける体制を整備しております。

また、子会社からの財務状況等についても、当社取締役会へ月次で報告しております。

4. 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を20回開催いたしました。

5. 監査役の監査体制

当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務の執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催いたしました。また、監査役は取締役会及び経営会議、その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、稟議書や社内規程等に対する準拠性の監査を行っております。また、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

6. 内部監査の実施

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告しております。

(ご参考) コーポレートガバナンス強化への取組み

1. 当社は、取締役4名のうち、独立社外取締役を3名選任し、取締役会の独立性と経営の透明性及び客観性を高め、経営の監督機能を強化するとともに、経営と執行の分離を図り、コーポレートガバナンスの維持向上に努めております。取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。
2. 当社は、監査役による監査体制により、経営の監督を強化・充実することが十分に可能であると考え、従来の監査役制度を継続しております。監査役4名のうち、独立社外監査役を2名以上選任し、客観的かつ公正な立場で適宜検証を行っており、コーポレートガバナンス強化に寄与しているものと考えております。
3. 当社は、取締役候補者及び監査役候補者の指名に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに、取締役会の説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会を設置しております。社外の弁護士を委員長とする指名委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し得る人物を指名し、取締役会へ付議することとしております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ① 当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分に関する基本方針については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るため、総還元性向30%以上としております。
当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。
- ② 当社の株主還元方針につきましては、「PEGレシオ※」の値により決定することとしており、配当と自己株式の取得の割合は、株価水準に応じて決定しております。
- ③ 以上の基本方針に基づき、次期の利益還元につきましては、会社の業績及び株式市場の動向を考慮した上で、配当及び自己株式の取得の組み合わせにより、総還元性向30%以上の利益配分を予定しております。

※ 当社の株主還元の基本方針は以下のとおりです。

PER（株価収益率）と年間EPS（1株当たり利益）成長率を比較して、

- ① 「PEGレシオ」が< 1倍・・・割安と判断し、自己株式の取得による還元を行う。
- ② 「PEGレシオ」が1～2倍・・・割安と判断するが、配当、自己株式の取得の両面から総合的に判断する。
- ③ 「PEGレシオ」が> 2倍・・・株式市場に十分評価されている水準と判断し、配当による還元を行う。

本基本方針に基づき、投資とのバランス等も考慮しながら、株主還元を総合的に判断しております。

- ・PER(Price Earnings Ratio) = 株価 ÷ 年度予想1株当たり当期純利益（予想EPS）
- ・PEGレシオ(Price Earnings Growth Ratio) = PER ÷ 年間EPS成長率

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	24,873,612	流動負債	15,221,525
現金及び預金	11,979,847	短期借入金	250,000
受取手形及び売掛金	11,214,103	1年内返済予定の長期借入金	1,998,702
貯蔵品	1,289	未払金	1,198,547
繰延税金資産	593,184	未払費用	5,449,268
その他	1,134,930	リース債務	3,511
貸倒引当金	△49,743	未払法人税等	1,223,492
固定資産	4,835,424	未払消費税等	2,076,195
有形固定資産	313,699	賞与引当金	1,126,826
建物及び構築物	254,930	役員賞与引当金	30,000
その他	58,769	預り金	1,652,555
無形固定資産	2,636,231	その他	212,425
リース資産	3,982	固定負債	5,541,316
ソフトウェア	307,636	長期借入金	5,291,822
のれん	2,194,136	リース債務	2,264
その他	130,476	退職給付に係る負債	73,519
投資その他の資産	1,885,493	その他	173,710
投資有価証券	5,000	負債合計	20,762,842
長期貸付金	32,123	純資産の部	
長期前払費用	1,363,144	株主資本	8,947,782
繰延税金資産	96,322	資本金	686,517
その他	444,460	資本剰余金	422,677
貸倒引当金	△55,558	利益剰余金	7,875,093
繰延資産	1,587	自己株式	△36,506
資産合計	29,710,624	純資産合計	8,947,782
		負債純資産合計	29,710,624

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	81,751,505
売 上 原 価	65,741,055
売 上 総 利 益	16,010,450
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,813,309
営 業 利 益	5,197,140
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	470
保 険 解 約 返 戻 金	288
雇 用 調 整 助 成 金	52,524
そ の 他	48,023
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	48,296
支 払 手 数 料	13,926
そ の 他	13,241
経 常 利 益	5,222,983
特 別 利 益	
企 業 結 合 に 係 る 特 定 勘 定 取 崩 益	169,247
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	6,231
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,385,998
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,745,603
法 人 税 等 調 整 額	105,798
当 期 純 利 益	3,534,596
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,534,596

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	500,000	236,159	4,938,375	△68,906	5,605,627
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	186,517	186,517			373,035
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,534,596		3,534,596
自己株式の取得				△609,933	△609,933
自己株式の消却			△609,862	609,862	—
自己株式の処分				32,471	32,471
連結範囲の変更による持分の増減			11,985		11,985
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	186,517	186,517	2,936,718	32,400	3,342,154
当連結会計年度末残高	686,517	422,677	7,875,093	△36,506	8,947,782

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,958	1,958	128,057	5,735,642
当連結会計年度変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				373,035
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,534,596
自己株式の取得				△609,933
自己株式の消却				—
自己株式の処分				32,471
連結範囲の変更による持分の増減				11,985
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△1,958	△1,958	△128,057	△130,015
当連結会計年度変動額合計	△1,958	△1,958	△128,057	3,212,139
当連結会計年度末残高	—	—	—	8,947,782

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,771,784	流 動 負 債	5,065,261
現金及び預金	3,075,296	関係会社短期借入金	950,000
売掛金	513,342	1年内償還予定の社債	150,000
前払費用	303,330	1年内返済予定の長期借入金	1,929,822
繰延税金資産	127,953	リース債務	3,511
関係会社短期貸付金	1,470,000	未払金	509,759
未収入金	1,010,183	未払費用	284,003
立替金	174,444	未払法人税等	818,872
その他	97,259	預り金	82,502
貸倒引当金	△27	賞与引当金	250,225
固 定 資 産	7,142,311	役員賞与引当金	30,000
有形固定資産	253,525	その他	56,566
建物	203,075	固 定 負 債	5,409,663
機械及び装置	1,092	長期借入金	5,273,602
工具、器具及び備品	49,357	リース債務	534
無形固定資産	406,056	その他	135,526
商標権	14,039	負 債 合 計	10,474,925
リース資産	3,982	純資産の部	
ソフトウェア	274,799	株 主 資 本	3,440,758
その他	113,234	資 本 金	686,517
投資その他の資産	6,482,729	資 本 剰 余 金	235,842
関係会社株式	6,279,852	資本準備金	235,842
長期前払費用	42,129	利 益 剰 余 金	2,554,903
繰延税金資産	29,019	利益準備金	75,675
その他	187,286	その他利益剰余金	2,479,228
貸倒引当金	△55,558	繰越利益剰余金	2,479,228
繰 延 資 産	1,587	自 己 株 式	△36,506
資 産 合 計	13,915,683	純 資 産 合 計	3,440,758
		負 債 純 資 産 合 計	13,915,683

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			5,773,453
営 業 費 用			3,840,082
営 業 利 益			1,933,370
営 業 外 収 益			
受 取 の 利 息 他		11,421	
		35,693	47,115
営 業 外 費 用			
支 払 の 利 息 料		51,156	
支 払 手 数 却 他		13,926	
社 債 発 行 費 償 却 他		4,355	
そ の 他		38	69,476
経 常 利 益			1,911,009
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損			3,468
税 引 前 当 期 純 利 益			1,907,540
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		321,154	
法 人 税 等 調 整 額		89,610	410,764
当 期 純 利 益			1,496,775

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	500,000	49,324	49,324	75,675	1,592,315	1,667,990	△68,906	2,148,408
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	186,517	186,517	186,517					373,035
当期純利益					1,496,775	1,496,775		1,496,775
自己株式の取得							△609,933	△609,933
自己株式の消却					△609,862	△609,862	609,862	—
自己株式の処分							32,471	32,471
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	186,517	186,517	186,517	—	886,913	886,913	32,400	1,292,349
当期末残高	686,517	235,842	235,842	75,675	2,479,228	2,554,903	△36,506	3,440,758

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	128,057	2,276,465
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		373,035
当期純利益		1,496,775
自己株式の取得		△609,933
自己株式の消却		—
自己株式の処分		32,471
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△128,057	△128,057
当期変動額合計	△128,057	1,164,292
当期末残高	—	3,440,758

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

U Tグループ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	榎本尚子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三島陽	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、U Tグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UTグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

UTグループ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	榎本尚子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三島陽	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、UTグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

U T グ ル ー プ 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 大籠 清 ⑩

常勤監査役 福森 正人 ⑩

社外監査役 水上 博和 ⑩

社外監査役 吉田 博之 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

THE GRAND HALL
(ザ・グランドホール)
東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階
電話：03-5463-9971

交通機関

電車

JR 品川駅中央改札より…徒歩8分

港南口（東口）方向へ連絡通路を進み、地上に下りることなく港南口（東口）右角のカフェ（DEAN&DELUCA）で右折し、道なりにお進みください。

ニッセイ・ライフプラザ先にございます自動ドアより、品川グランドセントラルタワーにお入りいただき、館内エスカレーターにて3階へお上がりください。

